

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 伊佐市 (都道府県: 鹿児島県)

本事業の担当部署名 企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	伊佐市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	14,400,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 これまで、第1次総合振興計画の施策「子どもを産み育てやすい環境の充実」及び第2次総合振興計画の施策「子育て支援の充実」に基づき、妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援を実施してきたが、出生数は減少傾向である。これまでの妊娠期以降における支援に加え、さらなる少子化対策が必要と考えられる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 第2次総合振興計画の施策「子育て支援の充実」における取組の一つである「妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援の充実」に加え、結婚を希望する人に対する出会いの場などの提供、結婚に不安を持つ人に対する支援をするなど、結婚段階における支援を実施することとする。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 本事業を実施することで、経済的・精神的負担の軽減を図り、スムーズに婚姻に結びつき、妊娠・出産・子育てという段階へ移行しやすい気持ちになってもらうことを期待するもので、有配偶出生率の低下の改善を図るもの。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
無し			

2. 申請見込

①新規世帯見込	31	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	17	世帯		
	その他	14	世帯		

【世帯数積算根拠】

【29歳以下世帯】 17世帯 × 600,000円 = 10,200,000円
 【39歳以下世帯(上記を除く)】 14世帯 × 300,000円 = 4,200,000円

新規に実施するため、「地域少子化対策重点推進交付金交付申請マニュアル」の71ページ(例2)に従って、市民課、税務課に確認した世帯数を記載。

(参考)

【令和5年度申請状況】	未実施
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	世帯
1月～3月(見込)	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>					<積算>					
(29歳以下)	17	世帯	×	600,000	円	=	10,200,000	円	左記上限額のとおり	
(その他)	14	世帯	×	300,000	円	=	4,200,000	円		
				(継続補助)			0	円		

3. 広報の実施予定

広報いさ、市ホームページによる周知のほか、市民課等窓口でチラシを配布する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚姻届出数		件	70	62 (令和4年度)
出生数		人	125	118 (令和4年度)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.88% (令和3年)	
	婚姻件数		件	62 (令和4年度)	
	婚姻率			3.2 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	—
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	—	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	—	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	鹿児島県主催の「かごしま出会いサポート連絡会議」において、県全体での少子化対策や他市町村の取組の情報共有を行うとともに、『かごしま出会いサポートセンター』の成果に資するよう、登録料の助成を行い鹿児島県との連携を図る。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	無し				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直前年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。